

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速ですが一般質問を始めます。

初めに、家族等介護者（ケアラー）への支援についてお尋ねいたします。

ケアラーとは、心や体に不調のある人の介護・看病・療育・世話・気遣いなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人と定義されています。

ケアは家族がするものだとケアラーも周りも思い込んでいることが多く、中でも困りごとが整理できず、誰に何を相談していいか分からぬ方や、サービスの仕組みや手続きなどの知識がない方は、将来の年金や仕事、収入など、今後の暮らしや人生が見通せないと不安を抱えていらっしゃいます。ケアラーには各家庭で様々な形があり、高齢者が高齢者を支える老々介護、認知症の家族を介護している方も認知症を患っているケース、年老いた親が障害のある子供の介護を続けるケースや、逆に障害のある子どもが年老いた親を介護するケースもあり、家族の介護に関わるヤングケアラー、また、介護を理由に仕事を辞める介護離職者も年々増え続けています。介護者も介護される側と同様に支援が必要になっているのではないでしょうか。

岐阜県でも、ケアラーを社会全体で支えるために「岐阜県ケアラー支援条例」の制定を目指して条例案の作成が進められていると報道されました。同様の条例は埼玉県、茨木県や北海道などで制定されていますが、東海3県では初めてということです。条例案では、県の責務として市町村でケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、助言や必要な支援を行うことなどを明記したとあり、実際にどう取り組み、どう生かしていくのか具体策につなげることが重要であることも指摘されています。1人で抱え込む方々に寄り添い、悩みを解消するための支援が望まれている分野ですので、今後に向けてお尋ねいたします。

まず1つ目には、ケアラーの把握・知識の提供についてお尋ねをいたします。

日本ケアラー連盟でケアラー支援には4つの点が必要になってくるとあります。1つ目は介護される人、介護する人の両当事者がともに尊重されること。2つ目は無理なく介護を続けられる環境の整備。3つ目には介護者の社会参加を保障し、学業や就業、社交、地域での活動などを続けられるようにすること。4つ目は介護者の経験と、人々の介護者への理解と配慮がともに生かされる社会をつくること。このようなケアラーへの支援の具体化をしていくには、潜在化しているケアラーの存在やニーズの顕在化・可視化が必要とあります。働くケアラーに向け、経済産業省は今年度中に企業が取り組むべき支援策を義務づける方針となりましたが、在宅のケアラーは外からは見えにくく、ご本人たちもなかなか声を上げにくい状況にあります。

ケアラーになるかもしれない、また、確実になっていく人たちに対し、介護に対する予備知識や情報の提供も望されます。実態を把握することは容易ではありませんが、いざそのときに手を差し伸べられる体制はなされているのでしょうか。企業では支援制度を40歳となった従業員に周知することを義務づけられますが、地域でも介護保険の被保険者となる40歳になったら、ケアのための最低限必要な情報・知識の習得が必要だと思います。現在、どのように提供されているのでしょうか。

2つ目は、社会的に孤立させないための支援についてです。

要介護者から離れられず、ケアラーが家の中に籠もってしまう場合が多くなるため、早期発見、早期支援が必要です。飛騨市内でも、高齢のご夫婦で在宅介護をしている方が「毎日の介護で疲れている。」、「先の見えない不安も大きい。」などのお声もあります。介護に割かれる時間が増えるほど、趣味やリフレッシュするための時間がなくなり、ご近所や友人と会っておしゃべりするなど、大切な社会とのつながりが持てなくなっています。介護者が一時的に介護から離れて休息できる支援など物理的なサポートの部分、困ったときや悩んだときにすぐに気軽に話せるところで落ち着ける精神的な支えの部分が望まれています。

民生委員や地域などで民間や行政、様々なつながりで連携してニーズに応じた形で介入することも必要ですが、どのように支援されているのでしょうか。また、ケアラー自身が満足に睡眠時間を取りていない状況や「自分が倒れたらどうしよう。」という不安のお声もあります。飛騨市のホームページには、ケアできないときの緊急支援体制などありますが、安心していただくため、どのようにお知らせしていますか。また、介護の中でケアラー自身の体調にも気配りができない方、介護者を連れての通院が大変など日常生活が不便な方への相談や支援の体制はどうされていますか。

3つ目の、具体的な施策化に向けてのお考えをお尋ねいたします。

介護者を支援する条例は、埼玉県が2020年に全国で初めて制定しました。現在は6道県13市町村が施行しています。条例による効果として、関係部局が連携して介護者の支援に取り組めることとあります。ヤングケアラーを支援するため、教員や自治体の福祉担当職員が研修会をしたり、北海道ではケアラーサポーターの養成に行政や福祉施設職員、民生委員などで取り組んだりしています。市民、事業者、関係機関、それぞれの役割もあり、実際の取り組みにどう生かしていくか。岐阜県のケアラー支援条例の制定に向けて、飛騨市としては具体策にどうつなげていくのか。今後、対象の世帯も増えていく中で、どのようにされていくのか現時点でのお考えを聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目のケアラーの把握、知識の提供についてお答えします。

市では、市民の皆さんのが生活の中での困りごとの相談について、気軽に相談にお越しいただけるよう「地域生活安心支援センターふらっと」を令和3年度よりハートピア古川内に設置しています。ふらっとでは、市民の皆様の様々な困り事の相談を世代に関わらず受け付け、適切な部署や機関と連携して対応していますが、困り感があってもそれを発せられず、事態が深刻化してからようやく相談につながる方が多かったことから、令和4年度より巡回訪問員2名を配置し、早期介入のため、アウトリーチ活動を始めました。今年度からは、さらに拡充して「ふらっと+（プラス）」を設け、巡回訪問員も6名に増員し、特に障害分野でサービスを利用されていない障害者手帳所持者宅などを訪問するなどして取り組みを始めています。

また、高齢者を巡回訪問している市の地域見守り相談員とも情報交換や連携を図るなど、アウトリーチにより、声を上げられない方のキャッチアップを目指して手を差しのべる意識で取り組

んでおります。

ケアラー、また、潜在的なケアラーの皆さんへの、ケアを社会に頼っていいんだという啓発については市としても意識しており、お話をする機会で話すことはあるものの、広く市民の皆さんへ呼びかけるような媒体等による啓発や周知は行っていませんので、今後取り組んでまいりたいと思います。

2点目、社会的に孤立させないための支援についてお答えします。

早期発見、早期介入は、今ほど申し上げましたようにアウトリーチ体制を整えましたので、この体制により鋭意努めております。

もしものときや緊急時の対応については、サービスを使われている方はケアマネージャーや相談支援専門員が対応し、対応しきれないような場合でも地域包括支援センターやふらっとがその支援に入ります。高齢者は、制度的にも体制的にも地域包括支援センターで十分な対応体制ができており、様々な緊急ケースに対応しています。

障害やその他社会的孤立の方の分野では、ふらっと開設以降、その対応体制づくりを進めてきました。今年度からは本格的にその対応を確立すべく、7月にオープンしました多機能型障がい者支援センター「古川いこい」、ふらっと+が中心となって、親亡き後や、もしものときに備えた個別の事前対応への準備を進めています。なお、ふらっとは開設以降、緊急時はどの世代の案件でも対応するようにして24時間365日の緊急時対応体制をしいており、今年度でもこれまで5件の緊急ケース対応をしております。

また、ケアラーの精神的な支えの部分ですが、中には先が見通せない中での介護の負荷が精神に響き、精神的につらさを抱えているケアラーの方も実際いらっしゃいます。ふらっとで覚知したそうしたケアラーの方の精神的負荷の軽減に、ふらっとでは専門家の助言も踏まえながら対応しております。

最後にケアラーの方のレスパイトの関係です。レスパイトは適応なサービスを利用するににより得られるものです。高齢者は現在ショートステイサービスが利用しやすい状況となっております。サービス利用をしていないケアラーの方にも、オレンジカフェなどに、より気軽に参加できる介護者の集える場の提供を進めています。

障害分野では、最も介護者が休息の取りにくい医療的ケア児者のレスパイト体制の拡充に昨年度より力を入れて取り組んでおり、高山赤十字病院でのレスパイトについて、地域包括ケア病床を活用してできるところまでモデルケースを立てて市が介入しながらようやく切り開いたところです。7040や8050などのご家庭におけるもしものときの対応体制づくりでも、地域生活支援拠点としてのショートステイサービスやグループホームの体験の場も作ったところで、これからサービス利用をしていない方にサービス利用体験を促し、体験利用いただくことでもしもに備えていただこうと取り組んでいます。

アウトリーチや関係機関との連携により、声を上げられない家庭を探しながらアプローチしており、今後もこうしたキャッチアップできる地域体制を検証しながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。

3点目の、介護者支援の施策化についてお答えします。

岐阜県のケアラー支援条例の制定化は、議員ご指摘のとおり声を上げられていない方が声を上

げることに気づきやすい社会づくりにつながるものと思っており、大変意義あることと感じております。本市では、実際に現場で相談支援対応をしながら、ふらっとにて現場対応のP D C Aを通じ、体制を改善しながら取り組んでいます。「どんなことでも困ったことや苦しいことなどがあればとにかく相談してください。」と、特定の困りごとにフォーカスせず、およそ全てのお困りごとに対応すると市民の皆さんに回観や無線放送等で常時呼びかけており、これを困りごとを抱えずに声を出していいという社会啓発になるという思いも持って発信しているところです。

県でのケアラー支援条例の制定を見据えて、市がどう呼応するかということになりますが、市としては現場対応の中から実際の体制づくりのほうが先に進んでおり、明確な社会啓発が遅れていたというようにも感じております。まだまだ課題はあるものの、地に足を付けて進めている現在の取り組みを鋭意進めることができ条例に通じていくものになると思っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

いつも思うのですが、私が聞く頃には既にとても行き届いていて言うことはないのですが、支援としては本当にいつも現場対応がすばらしいなと思っています。

なぜこの話を今更と思うかもしませんが、市民の方々とお話をしていると、高齢者のご夫婦で旦那様が寝たきりで、おばあちゃんが足を引きずりながらおうちでお世話をしているという方が結構いらっしゃるんですね。1週間ぐらい誰とも話をしていなくて、お買い物も行けない状態で、大変ですねとお話ししていても、玄関の脇の部屋に旦那さんが寝ているので愚痴も言えないと言われるんです。その愚痴すら言えない状況というのを自分に当てはめて考えたら、本当に気が休まるしきがないし、つらいし、いつか限界が来るのではないというのを感じていたので、ケアの部分はどうなっているのかなとお尋ねしたところです。

社会啓発が遅れていて、これから取り組まれるということですけども、その方たちがその場へ出向けない方が多いと思うのですが、今みたいに見守り相談員の方が行ってくださったり、おうちのほうへ出向いてくださるということはとてもいいと思います。休息を取るためにショートステイであったりとか、休める時間が取れるのはありがたいなと思います。

住民の方から聞いて大変だなと思ったのは、例えばご自分が体調悪くなって、ちょっとそこの病院へ行きたいだけでも行けなかったりとか、具合の悪い人も引きずってでも連れて行くと。自分がかかるのに奥さんを車椅子に乗せて自分が連れて行くという方も聞いたことがあったので、ちょっととの間ですよね、住民健診を受けるとか、近所の寄り合いにちょっと出るとか、ご近所レベルでいいと思うんですよ。行政まで頼ってとなると本当に膨らんでしまって手に負えなくなると思うのですが、その点についてはどうのようにお考えか聞かせてください。

○議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

いろいろなケースがあろうかと思いますので一概には言えないんですけども、ケアマネージャーが大体ついておりますので、ケアマネージャーに連絡をしていただくですか、あるいは今議員がおっしゃったように、地域でということであれば、民生委員がいらっしゃいますので、民生委員だけで対応できない場合は当然市のほうに連絡して、そこからケアマネージャーとか事業者

にご連絡するという体制が構築されておりますので、そういう形で、逆に言うと、どんどん声を出していただきたいということを今後も啓発していきたいなと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしくお願ひします。今後本当にどんどん膨らんでいく分野だと思うので、一概に頼むとは言えないんですけども、結局、今ある事業所であったりとか民間団体との連携が必要になってくる分野かなと思います。そういうときには、現時点でもされているとは思うんですけども、今後に向けてどっち方面とか、この人たちにもという計画みたいなものがあるのでしたら聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

もう一度、質問の趣旨をお願いいたします。

○1番（小笠原美保子）

もうやっていらっしゃるのかもしれないんですけども、ケアマネージャーとか、そこら辺は当たり前じゃないですか。そこに地域包括ケア課が関わってきたり、ふらっととかいろいろなものがあると思うんですけども、そこだけではなくて、例えば民間団体でそういうことに特化している団体があるとか、そういうところがもしかるのであれば今後つなげていけたりとか、ヤングケアラーだと学校関係になってくるかなと思いますが、そういうところのお考えみたいなものはありますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ございませんでした。先ほど答弁でも申し上げましたが、ふらっと+がその役割をしておりまして、アウトリーチをかけて待っているだけではなく、ちょっと気になる家庭に訪問を順次しております。そこで気になるご家庭があればリストアップしていきますので、それで情報を積み重ねて、あとは地域の民生委員とも連携しながら取り組んでまいりたいということでございます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足をしたいと思います。今回とてもいいご質問をいただいているのですが、全体を通じてとにかく誰でもいいので困ったときに相談できるというか、困ったと言える相手を作つておくというのはとても大事だと思っていて、いろいろなものを用意しているんですけど、用意したからといって相談できるわけではないんですね。

実は、私事ですけども6月に家内が病気で手術して入院することがあって、そのときに母親も入院していて、うちは重度障害者の次男がいるもので、四六時中全く目が離せない子なんですね。そのときに、私ずっとこうやって議会でも、いろいろな場でも、とにかく頼ってください、声を出してくださいと言っているのですが、当事者の自分がとにかく頑張らなければと思ってしまい、とにかく公務をキャンセルしてどうしても出なければいけない行事が幾つかあったのですがそれもやめて、とにかく午前9時から午後3時以外は仕事を全部キャンセルすると言っていたことがあったんですよ。そのときにたまたまその相談支援の方が「都竹さん、頼ったほうがいい。」

と、私が普段言っていることと同じこと言われて、「頼れば必ず何とか答えようとみんなしてくれるから。」と言って、結局ショートステイを頼んで、高山市の施設も使わせていて何とか切り抜けたということがあったんですね。

そのときにすごく思ったんですけど、私みたいな、それを言っている当事者でもいざとなると声が出せないというか、頼るということができないということを思ったので、さっきの啓発もあるのですが、もう少し工夫が必要かなと。つまり何かあったときに頼れる人は誰ですかという問い合わせ方を一人ひとりについてしておくということが大事ではないかということを最近痛感しているものですから、今ここで申し上げさせていただいたということです。

○1番（小笠原美保子）

とても実感の籠もったお話を聞かせていただきありがとうございます。聞かせていただきながら、私もそうだったなと。父が今年他界しましたけれども、やはり退院してきて寝たきりでおむつをしているのに、今日いきなり退院というと途方に暮れてしまったなというのを同じように思わせていただいたのですが、本当にそういうご家庭がたくさんあると思います。いきなり相談するといつても、じゃあ誰にとおたおたしてしまう。常日頃から頼れる人は誰ですかというのは、本当に市長がおっしゃったとおりだなと思うので、ぜひそこら辺のところは真っ先にやっていただけるとありがたいと思います。

いろいろな方のお話を聞いていると認知症の方からのご要望もあるのですが、奥さんとかが目が離せなくて、目を離した隙にどこかへ行ってしまったり。でも、ご近所がすごく理解してくださっているので、おばあちゃん外にいたよと教えてくださるらしいのですが、ご本人が取ってしまったら何にもならないのですが、誰が見てもこの人は認知症と分かるような連絡先とか、そういったものは現在身に着けられるようになっているとか、把握できるものはあるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

認知症につきましては、ご家族のほうから市のほうへ申請をいただきますと、登録をするようにしております。そのときにご自分の住所とか名前を書いたものをつけさせるようにしております。これは警察等とも連携をしております。登録をしていただかないこれは駄目なんですが、以前にも登録をしていただいた方が行方不明になられた案件がございまして、たまたま登録していらっしゃった方なので、それでどなたかということが分かってご家族へ連絡して見つけられたという例もございますので、そういう制度を市のほうとしても啓発をして、認知症の方がいらっしゃればそのご家族に登録してもらうような制度を今作っております。

○1番（小笠原美保子）

1件1件のお困りごとをここで言っていたらきりがないのでいい加減にしておきますけども、本当に様々です。さっきちらっとお話ししましたけど、おばあちゃんの年金で暮らしている50代の方がいらっしゃったり、ご夫婦で認知症だったり、本当に様々な心配があると思うのですが、まず第一には金銭的なことが、皆さんそんなに大きく声に出しておっしゃらないんですけども、はたから見ているとどうやって生活しているのかなというおうちもたくさんあるんです。それこそお子さんが働きに行かずにおばあちゃんの年金で面倒を見ているというでおうちにいる

方もいらっしゃいますので、おばあちゃんが亡くなったらどうするのかなとか、逆の場合もありますよね。お年寄り夫婦で支え合って生きていて、介護しているうちは2人分の年金だけど、亡くなったらおばあちゃん1人の年金でどうやって生活するのかなって、そこら辺、私はよく分からぬのですが、そういったご相談にはどのように対応されているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

市のほうと連携して社会福祉協議会のほうにも生活資金の貸付制度もございますし、そういう相談があれば社会福祉協議会とも連携して制度も使いながら、あるいは例えば家計について少し介入をさせていただいて、見させていただいて指導をするとか、そういったことも社会福祉協議会でやっていらっしゃいますので、まずはそのケースケースに応じ適切に対応しているということでございます。

○1番（小笠原美保子）

多分ご自分からお金の話ってできないと思うので、もしよろしかったら見回ってお声をかけてくださっているときに、「おうちのお金大丈夫ですか。」みたいな感じで振っていただけたら相談しやすいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

本当に気の毒って言い方も失礼なんですけど、結局心配事があると幸せじゃないじゃないですか。ずっとそのことで悩んでいらっしゃる。幸せじゃない状態で介護をする状況というのが、結局介護が必要な方にも伝わると思うんですよね。どちらも追い詰められるというか、世話でもらうほうも文句ばかり言ってしまったり、世話するほうも文句ばかり言ってしまったりして、本当に幸せじゃないなと思います。

昨日、一般質問の中で市長が描く10年後の飛騨市という話の中で、心の豊かさを感じられるまちづくりっておっしゃったときに、すぐにこここのところにつなげて考えたんですよ。一つ一つのご家庭で、じゃあ何が幸せなのかなというところを考えたとき、おうちの中に感謝があふれる、愛の言葉があふれる、ありがとうとかごめんねとか、そういうおうちが理想的だなとは思うのですが、心身ともに健康じゃないと誰かの、ましてや家族のために頑張るということは難しいと思うんです。だから愛があふれる家庭というか、明るい家庭、市長がおっしゃったような心の豊かさを感じられる、家庭からまちづくりが始まっていくのかなと思いますので、今後の対策とかも、そういったことを重点的にやっていただけだとありがたいなと思います。

次の質間に移ります。2つ目の質問です。地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

総務省のホームページに、「地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。」「具体的な活動内容や条件、待遇等は各自治体により様々ですが、任期中はサポートデスクやO B・OGネットワーク等による日々の相談、隊員向けの各種研修等様々なサポートを受けることができます。任期終了後の起業・事業継承に向けた支援もあります。」と書かれています。「令和4年度で6,447名の隊員が全国で活動しており、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省では令和8年度までに1万人とする目標を掲げており、目標達成に向けてさらに

推進する。」ともあります。地域おこし協力隊の制度で、地域がより活発になり、定住する方が増えることで住民の皆様が元気になれる取り組みにつながれることが期待されているのではないかでしょうか。そこで飛騨市の協力隊についてお尋ねいたします。

1つ目に、地域おこし協力隊の成果と課題を教えてください。

今まで暮らしていた場所と全く違う地域で生活を始めることは大変なことであり、実際に暮らして始めて分かることも多いと思います。地域おこし協力隊の地域活動、地域の方々との関わりなどそれぞれ違うと思いますが、成果と課題をお聞かせください。

2つ目は、任期終了後の定住と活動、就業の状況はどのようなものでしょうか。

地域おこし協力隊といえば、専門性の高い分野で地域への活動が期待されていましたり、地域の住民からは定住していただき地域の活動を活発に手伝ってもらいたいなど、様々望まれています。協力隊を募集する際、退任後の定住、起業の形を提案されていると思いますが、協力隊のときに、収益を得るための活動を何度もチャレンジしていただくことで、起業後には既に軌道に乗り、かなり成功できると思います。現状をお尋ねいたします。

3つ目は、活動の見える化についてです。

協力隊の方々が市内のどこにいても、市民からお声をかけていただけるような活動の見える化をしていただきたいと願います。協力隊がどなたか分からない、何をしているのか分からないとのお声をよく聞きます。飛騨市で始めるにあたり計画・活動の途中経過・協力隊として学んだ事等を知りたい方や、次へどのような目標を持って取り組んでいるのかを知ることで、応援したいと思う方も大勢います。

以前は広報ひだで、地域おこし協力隊の活動日記を載せていましたが、今は見当たらないため、高齢化が進む中ではネット上ばかりでなく広報などでお知らせしたほうが市民に喜ばれるのではないかでしょうか。地域おこし協力隊が市民の皆様に愛されることで、起業後も発展できると思いますがいかがお考えでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

地域おこし協力隊についてのお尋ねでございます。私からは1点目の成果と課題についてお答えしたいと思います。

この地域おこし協力隊は移住にもつながりますし、外から来た方に大いに活躍していただけるとてもいい制度だというふうに思っておりますけれども、これまで活用してきた中では、まさしく成果もあり課題もあったというふうに思っております。

飛騨市は平成23年度から地域おこし協力隊を活用しているのですが、最初の頃は地域の支援という形で地域おこし協力隊を導入しておりました。例えば河合地域の支援とか、山之村地域の支援とか、こういう形でやっていたんですね。ただ、何をやらなければいけないのかということが明確でなかったために、仕事をしていて何をしたらよいかはつきりせず、それが結果的につまづきとなつて途中で辞めていったというケースが幾つか実際にございました。

このことから、いろいろ経験を積んで反省もして、地域おこし協力隊を導入する場合にはミッ

ションをいかに明確に定めるかということが大事であるということを学んで、そして導入する際の方針を途中から転換をいたしました。つまり、具体にプロジェクトを決めるということです。例えば、市が取り組むまちづくり支援のサポートとか、ドローン活用プロジェクト、広葉樹活用プロジェクト、薬草のプロジェクト、それから関係人口のプロジェクト、そうやって明確にミッションを絞り込んで協力隊を募集・導入しているということでございます。これによって、市の取り組みが前進しますし、成果も出てきたということです。

その際に工夫いたしましたのが、地域おこし協力隊の身分の取り扱いあります。当初は市の職員のような形で報酬を直接支払うという形を取っていたのですが、言わば市の職員のような形にすると活動に対する制約が大きくなってくる。特に副業と言いますか、収入を得るような仕事をするということが制限されてくるということがあるものですから、ここを改善しようということになりました。それで、地域おこし協力隊は3年以内という決まりがありますので、3年たった後もできるだけ飛騨市に定着してもらうためには、ずっと市からお金を出し続けるというわけにはいきませんから、自分で食べていける仕事を作ってもらわないといけないということになるわけです。そこで、今はどうしているかというと、1年目から会社を立ち上げてください、起業してくださいというふうに言っておりまして、それができるように、個人に委託をするという形を取っています。したがって、報酬とか給料ではなくて、個人への委託料という形でお金を出しているということなんですね。こうすることによって、地域おこし協力隊の仕事をしながら自分の事業もできるようになりますので、3年間のうちに地域おこし協力隊の給料、委託料をもらいながら自分の顧客を捕まえてもらって、それで商売の道筋を作り上げていくというふうにしてもらっておるところでございます。

ただ、人によっては当然そこまで行き着けないという場合もありますので、地域おこし協力隊卒業後に事業が継続できるように地域おこし協力隊定住起業補助金という形で引き続きサポートするようにしておるところでございます。最近はこれに加えまして地域おこし協力隊ではあるのですが、これは市の財政的な問題ですが、人件費確保の仕組みとして使っているという例がございます。地域おこし協力隊の特徴は、特別交付税という形で国から人件費が入ってくるというところがあるんですね。そうすると、ある人を雇いたいときに市がまるっとお金を出すよりも、地域おこし協力隊になってくれる条件に充てはまるのであれば、地域おこし協力隊になっていただければ国からお金が入ってくるので、その間、市の財政的に助かるということでありまして、これを生かして該当する人に後から地域おこし協力隊の制度を充てるということをやったりしております。このケースが飛騨産直市そやなの店長の例でありまして、これは人が決まった後に条件にあてはまったので地域おこし協力隊になっていたいただいて、それで財源的に市としても国の制度を優位に活用できるというふうにしております。来年度も同様の方法を検討している案件もあるということでございます。

こうした経験を生かして、今後も財源措置のある制度として使いつつも、この地域おこし協力隊を広い意味での飛騨市役所ファミリーの一員として定着していただくために、これまで以上に工夫をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、地域おこし協力隊についての2番目と3番目についてお答えをいたします。

まず、任期終了後の定住・就業状況についてですが、飛騨市ではこれまでに16人の地域おこし協力隊を導入してきましたが、そのうち現在も現役で活動している隊員は広葉樹のプロジェクト、関係人口のプロジェクト、飛騨産直市そやな店長の3名でございます。任期満了または任期途中で終了した隊員は13名で、そのうち飛騨市内で現在も定住されている方は7名、残念ながら市外へ転出された方は6名となっております。平成29年以降に着任いただいた地域おこし協力隊は全員市内定住につながっております。

市では引き続き、先ほどの市長答弁でもありましたように、着任1年目からの起業支援や任期終了後の事業継続支援、住居費や自家用車購入費などの定住に必要となる費用への支援などを重層的にサポートし、市内定住とそれぞの活動での活躍につなげていきたいと思っております。

続いて、3番目の活動の見える化についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに地域おこし協力隊の皆さんのが地域の方々に認知され愛される上で、モチベーションの向上、さらなる活躍につながるものと思っております。現在も現役で活動されている3名の隊員は、それぞれの分野のプロジェクトではそれなりに名が知れて活躍をされておりますけれども、まだまだ市民全体には認知されていない状況かもしれません。このことから、今後、それぞれの市のプロジェクトのプロモーションと併せて、活動されている協力隊の活動状況なども広報誌やホームページなどで発信していきたいと思います。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○1番（小笠原美保子）

お尋ねしようと思っていたら市長が全部答えてくださったので、そんなに再質問はないのですが、私としては位置づけが知りたかったので。定住してもらうのが目的なのか、例えば今おっしゃったとおりの行政のお仕事の1つとして、いろいろな形で担ってもらうのかというところが一番知りたかったのですが、位置づけが分かったのでありがとうございます。

1つ気になったのが、13名中7名の方は市外に出て行かれたということですが、最初のほうで結構課題があったとお聞かせいただいたのですが、その方たちは初めの頃の方たちですか。

□企画部長（森田雄一郎）

おっしゃるとおりでございまして、平成28年から当市においては地域おこし協力隊を導入しておりますけれども、比較的初期の方々つきまして、市外へ転出をされていらっしゃいます。

○1番（小笠原美保子）

ということは、そういったところを踏まえていろいろ改善されて定住されているということですね。すばらしいと思います。PRのところも見える化、何で私これを聞いたかと言ったら、誰か知らないし、何をやっているか知らないし、田舎暮らし体験の人なのとかとか、そんなひどいことを言う人もいらっしゃったので、これは取り組みとしてきちんと市民の方も知りたいんだろうなと受け止めたのでお尋ねしました。

何でもかんでも行政のほうで用意してあげてPRするというのは、私は本意ではないと思っていて、例えばご本人たちがSNSとかはあげていらっしゃると思いますけども、本人たちのアイデアだったりとか、それは全部今後の仕事にもつながると思いますので、やる気を出していただいてどんどんPRをタッグ組んでやってもらったらいいと思いますがいかがですか。

□企画部長（森田雄一郎）

議員がおっしゃるとおりだと思います。ご本人たち非常にやる気を持って取り組んでいらっしゃって、それぞれSNSとか情報発信をされている方もいらっしゃいます。そういったことばかりではなくて、先ほど申し上げたように市の広報誌とか、市も一緒になって幅広い層の方々にPRをしていきたいというふうに考えております。

○1番（小笠原美保子）

どちらにお住まいなのか私は把握していないので申し訳ないんですけども、恐らくいらっしゃる方たちはすごい熱意を持っていらっしゃると思うのですが、地域の受け入れ体制というか、地元の方たちの熱意とか理解度というのはどんな感じなのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

答弁にもございましたように、今様々なプロジェクトにおいて活躍はされていらっしゃいます。なので、そのプロジェクトに関わりのある部分の方々についての受け入れというか、そういったところはしっかりとされておりますけれども、居住されている例えば区とか町内といったところでの受け入れというところは、それなりにされているとは思いますけれども、そこで何かPRをなさっているということはあまり聞いておりませんので、必要に応じて、そういった理解の促進みたいなことも必要なかもしれません。

○1番（小笠原美保子）

市内のどこ歩いていても、あの人は地域おこし協力隊の人だと分かるようにしていただけるといいなと思ったのでお尋ねしました。

こういったお話を今聞かせていただいて、行政の行っていた事業であったり分野を任せることができるのはいいなと思っていて、行政が大きくなっていくのを望むよりは、小さな行政の実現のほうが大事かなと思っていますので、いい取り組みだと思います。ご縁があって来てくださった方々が市民の皆様に愛されて発展していかれることを願っていますので、ぜひ今後も活躍していただくようよろしくお願ひいたします。

これで質問を終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。